

【貸借対照表】

令和4年3月31日

(単位：円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	1,488,764,236	1,490,243,987	△ 1,479,751
有形固定資産	1,488,047,307	1,489,527,058	△ 1,479,751
土地	308,117,100	308,117,100	0
建物	973,040,696	972,524,229	516,467
教育研究用機器備品	19,411,865	19,572,380	△ 160,515
管理用機器備品	2,735,276	1,708,238	1,027,038
図書	184,742,370	187,605,111	△ 2,862,741
その他の固定資産	716,929	716,929	0
電話加入権	716,929	716,929	0
流動資産	136,863,370	108,370,116	28,493,254
現金預金	102,113,760	90,726,627	11,387,133
未収入金	34,298,720	17,166,320	17,132,400
前払金	450,890	477,169	△ 26,279
資産の部合計	1,625,627,606	1,598,614,103	27,013,503
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	82,126,590	84,365,961	△ 2,239,371
退職給与引当金	82,126,590	84,365,961	△ 2,239,371
流動負債	33,216,342	24,817,117	8,399,225
未払金	1,484,785	1,756,318	△ 271,533
前受金	31,545,717	22,871,467	8,674,250
預り金	185,840	189,332	△ 3,492
負債の部合計	115,342,932	109,183,078	6,159,854
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
基本金	3,551,107,102	3,521,973,344	29,133,758
第1号基本金	3,535,107,102	3,505,973,344	29,133,758
第4号基本金	16,000,000	16,000,000	0
繰越収支差額	△ 2,040,822,428	△ 2,032,542,319	△ 8,280,109
翌年度繰越収支差額	△ 2,040,822,428	△ 2,032,542,319	△ 8,280,109
純資産の部合計	1,510,284,674	1,489,431,025	20,853,649
負債及び純資産の部合計	1,625,627,606	1,598,614,103	27,013,503

注記

1.重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

退職金の支給に備えるため、期末要支給額89,728,790円を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の繰入調整額を加減した金額の100%を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

預り金に係る収支の表示方法

預り金にかかる収入と支出は相殺して表示している。

食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

補助活動に係る収支は純額表示している。

2.重要な会計方針の変更等

該当なし。

3.減価償却額の累計額の合計額

2,056,034,046円

4.徴収不能引当金の合計額

0円

5.担保に供されている資産の種類及び額

担保にされている資産はありません。

6.翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこと

0円

7.当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8.その他の財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

純額で表示した補助活動(食堂)に係る収支

純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は次のとおりである。

支出	金額	収入	金額
人件費支出	1,746,937円	補助活動(売上高)	2,385,794円
管理系費支出(経費支出)	1,716,440円	受取利息・配当金収入	2円
計	3,463,377円	計	2,385,796円
純額	△1,077,581円		

9.関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

〈属性〉	関連法人
〈法人名〉	学校法人育英館
〈住所〉	京都府京都市伏見区
〈役員の兼任〉	役員及び職員による当該法人の理事兼任 4名
〈取引の内容〉	不動産の無償の借受け

上記の取引内容について、当該取引が有償であると仮定した場合に、当該周辺の賃料相場等を勘案すると、金額的重要性があると判断しているものの、詳細な取引金額については、算出することが困難であるため記載しておりません。

10.学校法人間の取引

学校法人間の取引の内容は、次のとおりである。

〈学校法人名〉	学校法人育英館
〈住所〉	京都府京都市伏見区
〈取引の内容〉	不動産の無償の借受け
〈関連当事者〉	該当